

第 編 間接国稅編

# 8 酒 稅

8 - 4 免 許 場 数

## 8 酒 税

### 8 - 4 免 許 場 数

#### (1) 酒類の製造免許場数

区 分	15年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 許 取消場数	免 許 消滅場数	16 年 度							
					6 kℓ未満	6 kℓ以上 10 kℓ未満	10 kℓ以上 60 kℓ未満	60 kℓ以上 100kℓ 未 満	100 kℓ 以 上 200 kℓ 未 満			
清 酒	228	2	5	3	23	30	8	10	54	68	18	28
成 清 酒	21	1	1	-	1	2	2	2	2	2	4	-
しょう 甲 類	26	1	1	-	1	2	2	2	5	5	1	2
ちゅう 乙 類	51	2	2	1	3	15	3	3	-	8	3	2
み ー ル	23	-	1	-	2	5	-	1	-	5	-	1
ビ ー ル	36	1	1	2	1	2	1	2	11	17	4	2
果実酒類	49	3	3	2	13	18	-	1	-	1	2	1
ウイスキー類	10	1	1	-	3	3	-	-	-	-	-	-
スピリッツ類	6	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
リキュール類	47	4	3	9	5	7	-	1	-	-	-	-
雑酒	25	1	1	-	1	5	-	-	-	1	-	1
発泡酒	60	4	3	9	7	14	-	7	-	8	-	3
粉末酒	44	1	2	-	7	13	-	1	-	3	-	-
その他の雑酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
合 計	30	3	-	-	17	22	-	2	-	1	-	-
各酒類を通じたもの	689	27	26	28	86	145	16	32	72	119	33	40

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた製造場

調査時点：平成17年3月31日

- (注) 1 免許場数は、酒類の種類又は品目の異なるごとに1場として掲げた。  
 2 「16年度末製造場数」欄には、1製造場で2種類(品目)以上の酒類の製造免許を受けている場合、16年度内  
 3 「16年度末製造者数」欄には、本店(本店につき免許の有無を問わない。)の所在地において、その製造者が  
 4 内書 { 「16年度末免許場数」欄...3年以上引き続き酒類を製造しない製造場数及び3年以上引き続き酒類の  
 の合計を掲げた。  
 「16年度末製造者数」欄...試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場

#### (2) みなし製造場数

区 分	瓶詰のためのもの		販売の便 宜のため のもの	輸出のた めのもの	その他のもの		計	左のうち 実蔵置 場 数
	自己の製造 した酒類の 瓶 詰 場	共 同 の 瓶 詰 場			設置認可 を受け たもの	設置許可 を受けな いもの		
清 酒	3	1	1	12	13	-	30	18
成 清 酒	-	-	-	8	3	-	11	-
しょう 甲 類	-	-	-	12	4	-	16	2
ちゅう 乙 類	3	-	-	12	9	-	24	-
み ー ル	1	1	-	9	2	-	13	2
ビ ー ル	-	-	1	10	1	-	12	10
果実酒類	2	-	2	17	4	-	25	-
ウイスキー類	-	-	2	18	4	-	24	1
スピリッツ類	-	-	1	17	9	-	27	-
リキュール類	1	-	1	12	7	-	21	5
雑酒	-	-	-	19	5	-	24	-
合 計	10	2	8	146	61	-	227	38
うち実蔵置場数	3	1	2	13	19	-	38	-

調査対象：酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場

調査時点：平成17年3月31日

末 免 許 場 数						休 造	合 計	合計欄の うち試験 のための 免許場数	16年度 末製造 場 数	16年度末 製造者数
200 kℓ 以 上 500 kℓ 未 満	500 kℓ 以 上 1,000 kℓ 未 満	1,000 kℓ 以 上 2,000 kℓ 未 満	2,000 kℓ 以 上 5,000 kℓ 未 満	5,000 kℓ 以 上 10,000 kℓ 未 満	10,000 kℓ 以 上					
場	場	場	場	場	場	内 場	内 場	場	場	内 者
22	7	2	2	1	-	20 34	105 222	9	206	8 213
1	1	1	1	-	-	4 7	9 21	-	2	- 21
4	3	3	-	1	1	1 2	9 26	1	11	1 24
2	1	-	-	-	-	12 16	18 50	6	3	4 48
1	1	1	2	-	-	2 5	4 22	3	9	2 21
2	-	1	-	-	3	- 1	13 34	1	30	- 29
-	-	1	-	-	-	15 23	28 47	11	10	4 38
-	-	-	-	-	-	17 24	19 30	6	3	2 24
-	-	1	1	-	-	3 5	6 10	1	-	- 6
1	-	-	-	-	-	4 5	4 7	3	1	1 3
-	2	-	1	-	-	19 28	24 39	5	-	1 29
-	1	1	-	-	2	9 14	10 25	1	3	1 22
-	1	-	-	2	3	8 14	15 52	6	12	3 43
-	-	-	-	-	3	4 23	11 43	5	3	4 35
-	-	-	-	-	-	- -	- 1	-	1	- 1
-	-	-	-	1	1	3 6	20 33	7	19	17 28
33	17	11	7	5	13	121 207	295 662	65	313	48 585
24	9	7	5	4	8	37	313	16		20 286

における製造数量が最も多い種類（品目）の欄にのみ、1場として掲げた。

免許を受けている酒類の種類（品目）ごとに1者として掲げた。

製造数量が酒税法第7条第2項に規定する数量に達しない製造場数（同条第3項の規定の適用を受ける製造場数を除く。）

を有する非営業製造者数

### (3) 連続式蒸留機の設備状況

製 造 場 数	基 数
16 場	19 基

調査対象：「8-4(1)酒類の製造免許場数」のうち、  
連続式蒸留機の設備を有する製造場

調査時点：平成17年3月31日

用語の説明：連続式蒸留機とは、連続して供給される  
アルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル  
油、アルデヒド等の不純物を取り除くこと  
ができる蒸留機をいう。

### (4) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数	左のうち休造場数
酒 母	179 場	82 場
も ろ み	34	7

調査対象：酒税法第8条（酒母等の製造免許）の規定により免許を受けた  
製造場

調査時点：平成17年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるも  
の 酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることが  
できるもの これらに「こうじ」を混和したものをいう。  
2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講  
じたもので、「こす」又は「蒸留する」前のものをいう。

## 8 酒 税

### (5) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

区 分	販売業者数	販 売 場 数					販売場数のうち1年以上引き続き休止している販売場数	
		卸売に限る旨の条件が付されているもの	販売方法に条件が付されていないもの		計			
			卸売割合が50%以上又は卸売数量が270kℓ(ビール卸売業にあっては120kℓ)以上のもの	その他				
販売方法に条件が付されていないもの及び卸売に限る旨の条件が付されているもの	者	場	場	場	場	内	場	
全酒類	302	27	163	269	459	19	26	
ビール	52	8	17	49	74	4	6	
洋酒類	18	11	5	14	30	2	2	
輸入酒類	68	39	34	36	109	7	11	
自製酒類	清酒・みりん	8	8	19	3	30	1	1
	合成清酒・しょうちゅう	-	1	3	-	4	-	-
	ビール	2	1	10	-	11	-	-
	洋酒	1	1	9	-	10	-	1
計	11	11	41	3	55	1	2	
その他の酒類	12	8	1	5	14	1	1	
合計	463	104	261	376	741	34	48	
販売方法に小売に限る旨の条件が付されているもの	小売業者の共同購入機関のうち	12	16	-	-	16	-	-
	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-
	製造業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-
	一般のもの	12,191	-	-	-	16,316	393	573
	特殊の期限付	40	-	-	-	425	9	13
	計	12,231	-	-	-	16,743	402	586
	一般のもの	28	-	-	-	73	2	2
	特殊の期限付	311	-	-	-	529	23	31
	みりんだけのもの	20	-	-	-	49	-	-
	薬用酒だけのもの	97	-	-	-	286	8	8
計	2,280	-	-	-	2,439	3	3	
合計	2,736	-	-	-	3,376	36	44	
合計	14,967	-	-	-	20,119	438	630	
媒 介 業	15	-	-	-	35	3	3	
代 理 業	-	-	-	-	-	-	-	

調査対象：酒税法第9条（酒類の販売業免許）の規定により免許を受けた販売業者

調査時点：平成17年3月31日

（注） 内書は、2年以上引き続き休止している販売場数を示す。

用語の説明：1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介（取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容の折衝等その取引成立のためにする補助行為をいう。）する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

### (6) 免許場数の累年比較

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製造場数	酒 類 販売場数
	清 酒	合成清酒	しょうちゅう		ビ ー ル	そ の 他	計		
			甲 類	乙 類					
	場	場	場	場	場	場	場	場	
12	237	24	27	50	40	266	644	333	19,279
13	237	23	27	50	37	284	646	331	20,179
14	233	23	26	48	35	280	645	325	20,549
15	228	21	26	51	36	327	689	319	20,615
16	222	21	26	50	34	309	662	313	20,860

（注） この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」の「16年度末免許場数」の「合計」及び「16年度末製造場数」並びに「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」の「販売場数」の「計」を累年比較したものである。

## (7) 税務署別免許場数(その1)

税 務 署 名	製 造 免 許 場 数						
	清 酒	合成清酒	し ょ う ち ゅ う		み り ん	ビ ー ル	果 実 酒
			甲 類	乙 類			
	場	場	場	場	場	場	場
岐 阜 北	2	-	-	-	-	-	4
岐 阜 南	8	1	1	3	1	-	3
大 垣	10	1	1	2	1	-	2
高 多 山	13	-	-	6	-	2	-
高 多 治 見	8	1	1	-	-	-	1
中 津 川	14	3	3	2	1	-	4
岐 阜 県 計	9	2	2	-	-	1	3
	64	8	8	13	3	3	17
静 岡 岡 水	4	-	-	-	-	-	-
静 岡 松 西	4	-	1	-	-	-	-
浜 松 東	1	-	-	-	-	1	-
浜 松 津	2	-	-	2	-	2	-
沼 津 海	4	-	-	2	-	5	2
熱 海 島	-	-	-	-	-	2	-
三 島 田	1	-	-	1	-	2	1
富 田 土	1	-	-	1	-	-	-
磐 田 田	4	-	-	4	-	1	1
掛 川 枝	2	1	1	1	-	-	1
藤 田 枝	6	-	-	-	-	-	-
下 田 田	7	1	1	2	1	2	2
静 岡 県 計	-	-	-	-	-	-	1
	36	2	3	13	1	15	8
千 古 種	-	-	-	-	-	1	-
名 古 屋 北	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 西	4	-	-	-	-	1	-
名 古 屋 中	4	1	1	3	1	1	2
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	-
名 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	1
昭 和 田	-	-	-	-	-	-	-
熱 田 川	4	-	-	-	-	-	-
中 古 屋 市 計	3	-	-	-	3	-	-
	15	1	1	3	4	3	3
豊 岡 橋	5	2	2	3	1	-	2
岡 一 崎	3	-	1	1	-	-	1
尾 張 宮	5	1	2	2	2	1	1
半 瀬 戸	1	1	1	-	-	-	1
津 田	12	2	2	1	1	1	3
刈 谷	9	-	-	3	2	-	1
豊 田	4	2	2	3	6	1	1
西 尾	4	-	-	1	-	-	-
小 新 牧	1	-	-	-	1	-	1
愛 知 城	5	-	-	-	-	2	1
愛 知 市 計	3	-	-	-	-	-	-
(除名古屋市計)	52	8	10	14	13	5	12
津 日 市	10	-	-	-	-	2	1
伊 勢 市	15	1	2	1	1	-	2
松 阪	2	1	1	1	-	1	2
桑 名	7	-	-	-	-	-	-
上 野	2	-	-	-	-	2	-
鈴 鹿	16	-	1	4	-	2	1
尾 鹿	3	-	-	1	-	1	1
三 重 県 計	-	-	-	-	-	-	-
	55	2	4	7	1	8	7
総 計	222	21	26	50	22	34	47

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」及び「8-4(5)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」を税務署別に示したものである。

8 酒 税

(7) 税務署別免許場数 (その2)

税務署名	製 造 免 許 場 数								
	甘 味 酒 果 実 酒	ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原 料 用 ア ル コ ー ル	リ キ ュ ー ル 類	発 泡 酒	粉 末 酒	そ の 他 酒 雑
岐 阜 北	2	-	-	-	-	-	-	-	-
岐 阜 南	2	-	-	1	1	2	1	-	1
岐 大 垣	1	1	-	1	1	2	2	-	-
岐 高 山	-	1	-	1	-	2	2	-	7
岐 多 治	1	-	-	1	1	-	-	-	-
岐 津 関	3	-	-	3	3	2	2	-	3
岐 中 川	2	-	-	2	2	1	-	-	1
岐 阜 県 計	11	2	-	9	8	9	7	-	12
静 岡 岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 清 水	-	-	-	-	1	-	-	-	-
静 浜 松	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 沼 津	1	1	1	1	-	3	1	-	-
静 熱 海	-	-	-	-	-	3	7	-	1
静 三 島	-	-	1	-	-	1	1	-	-
静 富 田	-	-	-	1	-	1	1	-	1
静 磐 田	1	-	-	1	1	1	-	-	2
静 掛 川	2	1	1	4	1	3	2	-	2
静 藤 枝	-	-	-	-	-	1	-	-	1
静 岡 県 計	4	2	3	9	3	15	12	-	7
千 名 種	-	-	-	-	-	-	1	-	-
千 古 屋 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 古 屋 北	-	-	-	1	-	1	1	-	-
千 古 屋 西	2	1	-	3	1	4	2	-	3
千 古 屋 中	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 古 屋 中	1	-	-	-	-	1	-	-	-
千 昭 和	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 熱 田	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 中 川	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 名 古 屋 市 計	3	1	-	4	1	6	4	-	3
豊 岡 橋	2	-	-	2	1	1	2	-	3
豊 一 崎	1	-	-	-	1	1	-	-	1
豊 尾 張	1	-	-	2	2	-	2	-	-
豊 半 瀬	1	-	-	1	1	-	-	-	-
豊 津 戸	1	1	2	4	3	3	3	-	2
豊 刈 田	-	-	-	-	-	2	2	-	-
豊 刈 谷	-	1	-	2	2	4	3	-	1
豊 西 田	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 小 尾	1	1	1	1	-	1	-	-	1
豊 新 城	-	-	-	-	-	3	2	1	-
豊 愛 知 県 計	7	3	3	12	10	15	14	1	8
(除名古屋計)									
津 日 市	1	-	1	-	-	1	1	-	1
四 伊 勢	2	2	-	2	2	2	1	-	1
伊 松 阪	1	-	-	2	1	2	1	-	-
桑 名	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上 野	-	-	-	1	-	1	2	-	-
鈴 尾 鹿	1	-	-	-	-	1	-	-	-
尾 重 鷺	-	-	-	-	-	-	-	-	1
三 重 県 計	5	2	1	5	3	7	6	-	3
総 計	30	10	7	39	25	52	43	1	33

用語の説明： 1 (A)は、卸売に限る旨の条件が付されているもの  
 2 (B1)は、販売方法に条件が付されていないもので、卸売割合が50%以上又は卸売数量が270kl(ピー  
 3 (B2)は、販売方法に条件が付されていないもので、(B1)以外のもの

合 計	製造場数	販 売 業 免 許						税 務 署 名	
		卸 売 業 等				小 売 業			
		販売業者数	販 売 場 数			販売業者数	販売場数		
(A)	(B1)		(B2)						
場	場	者	場	場	場	者	場	岐 阜 北 岐 阜 南 高 垣 山 多 治 見 中 関 津 川 岐 阜 県 計	
8	6	16	-	3	12	460	565		
25	9	18	3	5	14	285	425		
25	12	13	1	4	9	534	666		
34	23	26	3	6	19	371	455		
14	9	5	2	5	7	284	411		
43	17	11	4	5	4	398	516		
25	11	2	-	2	6	215	254		
174	87	91	13	30	71	2,547	3,292		
4	4	25	7	19	17	381	500		静 岡 岡 清 水 西 浜 東 津 沼 沼 海 熱 熱 島 三 島 田 富 富 土 磐 磐 田 掛 掛 川 藤 藤 枝 下 下 田 静 岡 県 計
6	5	7	1	4	5	312	396		
2	2	20	3	5	16	477	643		
11	3	7	2	4	6	244	347		
29	12	13	4	10	8	464	619		
4	2	13	1	4	11	161	242		
7	5	16	5	3	12	261	350		
6	3	5	2	2	2	256	309		
11	5	17	-	4	16	349	486		
12	4	3	-	3	3	305	395		
6	6	5	1	2	4	237	304		
32	11	4	1	4	1	262	376		
3	2	12	-	2	10	187	233		
133	64	147	27	66	111	3,896	5,200		
2	1	9	7	9	6	220	313	千 種 東 名 名 屋 北 古 古 屋 西 名 古 屋 中 名 古 屋 村 昭 熱 中 和 熱 熱 田 田 中 古 屋 市 計	
-	-	4	1	4	10	117	114		
8	5	5	2	5	3	272	324		
29	5	13	4	9	11	193	332		
-	-	12	2	15	14	232	370		
3	1	26	13	23	12	199	299		
-	-	15	1	2	12	534	615		
4	4	4	4	9	9	386	570		
6	4	6	1	10	9	241	335		
52	20	94	35	86	86	2,394	3,272		
26	8	9	2	9	18	708	916		豊 橋 岡 崎 一 宮 尾 張 瀬 半 戸 田 津 島 刈 谷 豊 田 西 尾 小 牧 新 城 愛 知 県 計 (除名古屋市計)
10	6	3	2	2	4	289	397		
21	7	10	2	2	7	425	585		
7	1	5	-	5	2	159	207		
41	15	7	6	4	6	588	801		
19	9	13	2	4	7	276	377		
32	10	6	3	8	3	367	571		
5	4	2	2	3	3	333	467		
5	2	3	2	1	3	150	220		
18	10	15	5	8	10	601	783		
3	3	-	-	-	2	130	151		
187	75	73	26	46	65	4,026	5,475		
18	12	11	-	7	6	341	442		
34	16	6	2	6	1	303	489		
15	4	17	-	5	13	390	539		
7	7	5	-	3	4	235	303		
5	3	2	-	3	5	205	262		
28	20	7	-	5	6	252	318		
8	4	5	-	1	5	193	294		
1	1	5	1	3	3	185	233		
116	67	58	3	33	43	2,104	2,880		
662	313	463	104	261	376	14,967	20,119	総 計	

ル卸売業にあっては120kg)以上のもの